

令和6年度 第2回千代田区公契約審議会 議事概要

開催日時・場所	令和6年11月14日(木)午後2時～3時 千代田区役所4階 402会議室
出席委員	葭原 敬 会長 奥村 広美 副会長 高橋 誠 委員 奥 尚子 委員 田中 英二 委員 堀井 晶 委員
審議案件	令和7年度 賃金下限額等について
審議内容	○事務局より以下の点を説明 ①条例の対象範囲について(令和7年度) 工事請負 1億1,000万円以上→1億円以上 業務委託 2,400万円以上→2,000万円以上 ②適用従事者:変更なし ③公契約条例運用状況 労務台帳提出状況:未提出はなかった。 社会保険加入状況:未加入者がなしであることが報告された。 ④賃金下限額の設定について 工事請負契約は、公共工事設計労務単価(令和7年度)の90%、業務委託契約・指定管理協定は、1,335円(時間)、職種別賃金は、上記に準じて引き上げる。 ただし、警備員、保全管理員については、建築保全業務労務単価を勘案し、他職種との差が大きくなっているため、当面据え置きとする。 警備員:1,463円、保全管理員:1,969円、清掃員:1,344円、 介護職:1,344円、栄養士:1,592円、保健師・看護師:1,634円 その他:1,335円 ⑤その他 ・労働者向けアンケートを7年度に実施する予定である。 ・第1回審議会での意見を踏まえ、調査項目を追加する。

<p>審議内容に係る 委員からの意見 及び事務局意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回議事概要については異議なし。 ・千代田区で長期継続契約となるものはどのような契約か。 <p>→区：主に賃貸借契約である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理は複数年度契約となっていると思うが、賃金下限額は最新のものが適用されるのか。 <p>→区：指定管理は10年間にわたる協定のものもあるが、年度協定を結ぶため、最新年度の賃金下限額が適用される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回審議会での意見を踏まえた賃金下限額は、近隣と比べても遜色なく、人材確保の観点からも妥当と考える。また、エッセンシャルワーカーといわれる介護職についても下限額を上乗せされている点で妥当であると考えられる。 ・労働者アンケートについて、集計は区で行うのか。また、質問項目について社会保険の加入状況や企業名を入れることはできないか。 <p>→区：集計は委託することを考えている。また、その2点の項目を質問に加えていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合評価案件については早期に復活してほしいので、付帯意見としたい。 ・落札率を資料に加えることはできないか。 <p>→区：どのような形で落札率を入れるか来年度に向けて検討していく。</p>
<p>付帯意見</p>	<p>契約制度の見直しの中で、総合評価方式の早期の再開と一層の導入について検討されたい。</p>